

平成19年5月29日

平成20年7月14日追記

関係各位

## 塗料の自然発火事故について

社団法人日本塗料工業会  
会長 小林 正受

日頃より、当工業会の活動にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、平成19年5月28日付けで、経済産業省より消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく消費者用製品の重大製品事故について公表がなされ、この中に、塗料の自然発火事故関係が2件含まれています。この公表内容（詳細は参考資料1）によれば、両者とも、未だ原因は調査中ながら、塗料の染みこんだウエスの保管によって、発火したのではないかと見られています。

なお、本件に関しては平成19年11月22日の公表内容（詳細は参考資料2）から、缶本体に「自然発火の恐れがあるのでウエスは十分に浸してから処分するように」との注意事項が明確に記載されていることから、製品事故ではなく誤使用との調査結果となっています。

この事故を受けて、経済産業省製造産業局化学課より口頭にて、当工業会に対し、当該塗料による発火事故の未然防止に向け再点検するようにとの要請がありました。

当工業会としては、当該事故の因果関係が明確ではないものの、過去からの事例や経験から、ごく希に今般の事故のようなことが起こり得ると考え、下記のような対応策をとることとしました。会員各位におかれましては、この状況をよくご理解頂き、今後とも塗料製品の安全と安心のため、ご尽力、ご配慮頂きますよう、よろしくお願い致します。

### 記

1. 自然塗料・油性塗料等酸化重合形塗料うち自然発火の可能性のある塗料に関しては、一般消費者向けに、ラベル、カタログ、使用説明書及びホームページ等において、「自然発火に関する注意書き（染み込んだウエスは自然発火の恐れがあります。使用したウエスは、必ず焼却するか、水の入った容器に入れて処理してください。）」旨の表記を目立つように記載し、消費者等に周知徹底を図って下さい。

なお、本措置は、従来より、ほとんどの塗料製造各社において、十分適切な措置が取られていると考えておりますが、再点検をし、万一、不備がある場合は、改善及び徹底をしていただきたくお願い致します。

2. 社団法人日本塗料工業会ホームページにおいて、当該事故の内容及び上記未然防止措置の内容を掲載し、更なる消費者等に周知徹底及び注意喚起を図って\*\*きました。

塗料製造事業者、塗料輸入業者、塗料流通業者、塗装業者及び消費者等塗料使用者で、当該事故の防止方法等の問い合わせ等がありましたら、会員各社において、適切に情報をお伝え頂くとともに、詳細事項は、当該ホームページをご紹介頂きますよう、よろしくお願い致します。

(日塗工ホームページ：<http://www.toryo.or.jp/>)

### 参考資料－1

《5月28日、経済産業省公表の概要（2件）》

- ①平成19年5月13日、倉庫の一部を焼損する火災が発生。なお、発火元付近には塗料の染み込んだウエス（ぼろ布）が保管されていた。現在、原因調査中。
- ②平成19年5月〇日、作業現場に塗料の拭き取りに使ったウエス（ぼろ布）を麻袋に入れて保管していたところ、発火し現場が焼損した。現在、原因調査中。

詳細は、経済産業省ホームページ：

[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/download/kouhyou070528\\_1.pdf](http://www.meti.go.jp/product_safety/download/kouhyou070528_1.pdf)

注) 今回の塗料の事故は作業場で発生しているが、「一般消費者も利用される可能性のある製品種については消費生活製品安全法で扱う」とのことです。

### 参考資料－2

《11月22日、経済産業省公表の概要（2件）》

- ①平成19年5月13日、倉庫の一部を焼損する火災が発生。なお、発火元付近には塗料の染み込んだウエス（ぼろ布）が保管されていた。
  - ②平成19年5月〇日、作業現場に塗料の拭き取りに使ったウエス（ぼろ布）を麻袋に入れて保管していたところ、発火し現場が焼損した。
- 両火災の原因は、缶本体には自然発火に関する注意事項が記載されているにもかかわらず、誤使用したものとの結論になっている。

詳細は、経済産業省ホームページ：

<http://www.meti.go.jp/press/20071122005/20071122005.html>

以 上